

アジアにおける同性愛者の人権¹⁾ (1)

ローラン エリック

- 0. 序 言
- 1. 人 権：アジアにおける西洋のモデルの妥当性
 - 1.1. 人権の非普遍性
 - 1.2. アジアにおける西洋の影響
- 2. アジア的なゲイのアイデンティティ
 - 2.1. アジアの多様性
 - 2.2. 同性愛エロチシズムのアジア的な伝統
 - 2.3. 多方面なアイデンティティ
- 3. 方法 論
- 4. 各国各々の状況
- 4.0. 序 言 …… (以上, 本号)

0. 序 言

アジアにおける同性愛と人権との間の複雑な関係をより深く理解するためには、人権の普遍性についての考察やアジアの諸文化・社会の特徴という二つの枠の中で、考えることが必要である。この意味で、一般に性的な現象、特に同性愛的な関係や行為に対する伝統的な考えやその変遷を取り扱うことが必要になる。つまり、これらの考え方は、様々な点で、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー²⁾の課題に大きな影響を及ぼす。さらに、人権が最も重要な課題の一つであろう。

この論文の主な目的であるアジアの様々な文化における LGBT の権利の

展望 (4.) を論じる前に、人権やアジアについての一般論を考察する。まず (1.), 人権の普遍性について、一般的に論じ、さらに西洋の影響を受けた歴史を通じてアジアやアジア的な現代性 (LGBT の諸現象を含めて) を評価することが必要だと思われる³⁾。同性愛というのは、文化によってある程度作られたものでもある。つまり、その定義や意味の幅、社会的な統合、社会からの受容などが文化的なファクターに依拠している。次に (2.), アジアの諸文化・社会の多様性を強調しながら、扱わないといけないもう一つの大事な質問は、LGBT に対する「アジア的なアイデンティティ」または「アジア的なモデル」が存在するかどうかということである。仮に存在するならば、これらは「西洋的なアイデンティティ」または「西洋的なモデル」の対立として考えるべきか。人類学の世界でよく議論されてきた文化のグローバル化という問題を通じて、「全アジアのクィアー・サブカルチャー」または「クィアー・サブカルチャーに関してアジア的なモデル」の存在についても検討するべきである。それと同時に、アジアにおける伝統的な同性愛の行為と現在同性愛者の解放運動との関係についても調査が行われるべきであろう。最後に (3.), 本研究の方法論を紹介する。

1. 人 権：アジアにおける西洋のモデルの妥当性

1.1. 人権の非普遍性

特に第三世界の国々から来た学者の中には、西洋的な基準で定義された人権の普遍性を疑問視する傾向がある⁴⁾。このような議論から同性愛の権利を遠ざけることはできない。

いずれにせよ人権という概念やその定義そのものに、西洋的なバイアスがかかっている。人権宣言は、アメリカの影響の下、西洋的な概念を通じ、書

かれた事情があり、西洋中心主義的な見方、視点を持っている (Renteln, 1990)。それは、政治的な批判や裏取引の結果であると言える (Chang, 1995) ので、今でも人権についての議論に影響を及ぼしている特徴のある文化的な仮定に基づいている (Abdullahi, 1992)。人権宣言の中で謳われている権利の多くは、一般的ではなく限定的な権利であり、近代的な観念や西洋的な思想を背景として出現してきた。例えば、結婚の自由、社会保障を受ける権利、政治的な代表者を選挙する権利 (その不可欠の条件として政党、自由なマスコミや比較的低い識字率など)。人権についての資料の大部分は、西洋の伝統的な教育を受けた人々によって書かれている。従って、全ての人権は、通歴史的・通文化的ではないのである。この意味で、人権には“歴史性”があり、“地域性”がある。つまり、ある特定の時代に、ある特定の場所でのみ有効なものであると言える。言い換えれば、人権は、文化的な背景があって、文化に依拠する。

これらは、人権 (言うまでもなく同性愛者の権利) がアジアの社会から完全に承認されなかった原因であるかも知れない。Chang (1995: 35) が書いたように: 「西洋的な資本主義はアジアで支持を得たのに、同性愛者の権利を擁護するアジア人がより少なく見られる」⁵⁾。

文化人類学の伝統では、19世紀から「普遍性」対「多様性」という対立が論争されている。勿論、アジアの国々で人権の普遍性や倫理の重要性について否定的であるという意味ではないが、それらは、普遍性という概念と同じレベルで多様性という観念を強調するわけである。多様性の強調が人権の明白な侵害の理由とされることは、決して容認されるべきではないが、人権の普遍性という概念もまた、アジアの実際の多様性を隠すために利用されるべきではない。アジアの諸国・文化の大部分が、何百年にもわたる植民地主義や文化的な影響から現れ出ているばかり、という風に考えるべきであろう。その意味で、基礎的なレベルでも実際のレベルでも、人権などの問題

について真実の“アジア的な”思想は、完全に発揮させるための好機がなかったと言えよう。

1993年のバンコク宣言には次のように書かれている：「基本的に人権は、普遍的であるが、国や地方の特徴や様々な歴史・文化・宗教的な背景を考慮に入れ、国際的な規範の作成という動態的進行的な過程の枠の中で取り扱われる必要がある」(Chang, 1995; 25)。

当然ながら、このような考えは、同性愛者の人権に関して大きな影響を及ぼす。アジアの反同性愛の批判(例えばマレーシアのマハチール・マホメット氏やシンガポールのリー・クァン・ユー氏)に同意するとまではいかないが、アジアの様々な地域で1980年代から“西洋”が色々なLGBT解放運動の社会・文化・法律的な側面に著しく影響を与えており、それを形成していることを心配せざるを得ない。

これは非常に複雑な問題である：西洋風の解放運動にはアジアの同性愛者のコミュニティにとって多くの具体的なメリットがあったことは誰も否定できないが、同時にデメリットもあったことも否定できない。

西洋の世界以外の諸文化では、社会との関係が主に義務や責任に基づいて作られている。“権利”を媒体として社会に関わるのは、西洋から輸入された文化的なつくりである。社会に参加するための概念的な枠である価値観・信仰・社会関係のセットと権利との間には、いつも大きなギャップがある。このようなセットは、ただの権利とは限らない。それにもかかわらず、LGBTに関しては、グローバル化の時代の中で受容されるためには、ある種の政治的権力が必要となる。このような手段で、各々の信仰や価値観を守ることは可能だろうか？ 困難に見えるが、これこそがアジア人の同性愛者たちにとって“アジア的道”を見つけるための最も重要なチャレンジであろう！

1.2. アジアにおける西洋の影響

1990年代から、西洋以外の諸社会の民族や文化の中で起こる、LGBTに関する現象を説明するために、西洋における観念やカテゴリーを押し付けるべきではないということが、文化人類学者から挙がり始めた(特にChou⁶⁾, 2001; Jackson, 2001; Khan, 2001; Nanda, 2001; Cohen, 2002; Sanders, 2002)。西洋からの影響は、ゲイパレード(タイで三つの都市, 日本二つ)や同性愛に関する祭り(日本と韓国での映画祭, 東京のレインボー祭り, 名古屋でのゲイレボリューション), 特に西洋のLGBTの諸組織と同じようなプログラムを持つLGBTの権利を守るアジアの諸組織⁷⁾の構造・活動・シンボル・準拠体系, というところにある。それにもかかわらず, このような西洋からの影響は, 人々の日常生活にはあまり及んでいないように見える。このようにプライベートでは, アジアの価値観や特徴が重要視され, 西洋的なモードとは距離が置かれている。

さらに, そもそもいわゆる西洋的なモデルが存在しているか否かに関連する疑問も提示されている(Storer, 1999; Jackson, 2001)。すなわち, ヨーロッパやアメリカの同性愛者は, 生活様式や政治的意見, 社会・経済の状況が大変多様である。確かに, “全西洋のモード”(Sanders, 2002)は存在している。例えば, 同性愛的行為に対する正当さ; 法的平等のゆえに隠さないことの重要性; 俳優や女優, 政治家のロール・モデルの重要性; パレードのような公のイベント; 差別と争うためのカウンセリング, 本屋, 年配の人々や少年たちなどのための社会クラブのような公的機関の創設や法律の改正といったことである。これらは, 西洋的経済システムのモデルが果たすのと同じ意味において, モデルとしての意味を持ち得る。

いわゆる西洋的な影響というのは, 必ずしも西洋から来ているわけではない。アジアのゲイ・アクティビストたちの大部分は, アメリカ, カナダ, オーストラリアなどでの留学経験を通じて西洋的な思想の影響を受けている。彼

らがカミング・アウトしたのは、しばしば留学中だったそうである。例えば、ゲイ・アクティビストたちのデデ・オエトモ氏 Dede Oetomo⁸⁾ (インドネシア) やチュング・トー氏 Chung To (香港)、シャムシャシャ氏 Shamshasha⁹⁾ (香港) もそうだった。彼らの所属する組織をはじめとする、アジアの諸組織は、西洋的なモデルや観念、影響についての批判を行ってきたわけではない (Sanders, 2002)。しかし、状況は変わりつつある。例えば、インドネシアのデデ・オエトモ氏は、同性愛に対する現地の伝統を守るべきという立場を取っており、この点においては、“西洋” に対して警戒的である (バンクーバーのエイズ国際学会, 1996年7月)。さらに、カン氏 Khan は、成果を認めながらも、インドで LGBT の活動をリードしている“英語系都市のエリート” に対して疑念を抱いており、アジアに西洋的なカテゴリーを押し付けることが新植民地主義であると見なしている: 「私たち、世界中に四散しているインド人のゲイとレズビアンは、性に対する西洋的な思想に、インドの性的文化的な歴史や現代の行動、アイデンティティを無理に合わせようとしている」 (2000; 105)。これらは矛盾ではない。ようやく、実際の・理論的・法的なレベルにおいても、このような思考・伝統の混合から期待できるハイブリッドの具体的な結果¹⁰⁾ が出現してきた、と考えられるのではないだろうか。

2. アジア的なゲイのアイデンティティ

2.1. アジアの多様性

同性愛に対する経済・政治的な説明 (要するに普遍主義) 対文化人類学の学説 (要するに文化主義) という議論は、この論文の範囲を越えている (この分析の詳細は Sullivan, 2001 を参考)。

ここで取り扱うべきことは、同性愛に対する捉え方に与える各国の文化的

な背景(言語、宗教など)。そしてこの捉え方は、西洋から影響を受けた歴史的特徴¹¹⁾により、形成されたと言える。アジアの多様性は、ヨーロッパやアメリカよりも、はるかに複雑である。とにかく、調べた全ての文化では、ジェンダー(性)の差の明白な定義がなかったので、少数派が容認され、存在しうる社会が伝統的に存在していた。

一般的に、宗教は、西洋の国々に比べアジアの方が、信仰や行動に強い影響を及ぼす。しかしながら、宗教的なファクターが、アジアにおける同性愛に対しての理解を促す一因となるか? 人権や個人の自由を阻害する一因となるか? を、規定するのは不可能であろう。ケースバイケースになるわけである。この課題¹²⁾は、各々の国の状況を踏まえて4.で検討する。宗教が与えるステレオタイプな影響と争うために、様々な考えを提出する。

東洋の広い地域に影響を及ぼした儒教は、人権にとって障害となる要因であると思われがちである。しかし、例えば韓国では、工業の著しい発達に対して障害とはならなかったのは、なぜであろうか (Shaw, 1991)。

仏教の文書では同性愛の関連についてあまり言及されていない¹³⁾。インドや中国、タイ、日本などでは、同性愛的な行為は、社会からある程度容認されている。しかし、僧侶の同性愛者たちは、男性優位主義のせい、同性愛嫌悪や女性蔑視が存在していると言っている者がいる (Vajra, n.d.; Choong, 1998)¹⁴⁾。しかしながら、これは、宗教的背景というよりも、社会的規範を反映していると判断できるのではなからうか。

イスラム教は同性愛に対して不寛容であるというイメージがあるが、実際には多少違うかも知れない (Schmitt and Sofer, 1992; 特に Murray and Roscoe, 1997)。ローランによって同性愛が禁じられていると解釈されているが、異性愛行為に関する戒律とは違い、同性愛行為に対する実在の罰がない (Wafer, 1997)。アラブにとって、これらが非道徳的な行為としての侮辱にはあたらない (Murray and Roscoe, 1997)。社会が多様性を見せているイスラム教の国々では、同性愛

行為に対して、統一的な法的立場は示していないが、大多数の国では、肛門性交が違法である (Wafer, 1997)。アジアの様々な地域と同じように、イスラム教の社会は、“同性愛的な生活様式を受容することを求める” (Murray and Roscoe, 1997; 306) ということにより、一般的な家族に対する責任が危険にさらされない限り、同性愛行為に対してやや寛容を示している。最近、イスラム教徒たちから認めさせようとする LGBT のグループが出現し始めた：Queer Jihad¹⁵⁾、Al Fatiha¹⁶⁾、Iman¹⁷⁾、Muslim Gay Men¹⁸⁾、Queer Muslims¹⁹⁾、Gay Muslims²⁰⁾。イスラム教徒のゲイたちに起こりうる問題について考えるための、最初のイスラム教の会議は、1998年ボストンで、第二回目は、1999年ニューヨークに組織された²¹⁾。

2.2. 同性愛エロチシズムのアジア的な伝統

西洋的な影響以前の状況²²⁾ (西洋の影響を受けた現在であっても、それはアジア的な伝統の中で隠されている) について調べると、次のような二つの特徴が見られる。まず、アジアの国や地域の大部分が、同性愛の感情や行為に対して、文化によって決定された社会の下で認知されてきた寛容の伝統²³⁾があり、現在でも広く存在している。アジアでは、公然と示された同性愛嫌悪が西洋と比べて少ない。次に、アジアで、残っているトランスジェンダーの伝統は、文化的背景に基づき受容されたが、はっきりと存在している。トランスジェンダーであることを、テレビ番組や祭りなどのゲスト・スピーカーとして、比較的自由に出演して表現している。

すなわち、西洋的思想が存在する前には、“クィアーらしい”と判断できる伝統、いわゆる標準外ジェンダー (男性女性に含まない第三のジェンダー) があった。アジアの諸文化の大部分では、いわゆる第三性が重要な存在であった。その社会で、彼らは、芸能界、あるいは治療師、または宗教的な機能と

して重要な役割を多く演じてきた。ある文化では、“ゲイ”というのは、伝統的な同性愛の意味しているカテゴリーの代わりとして使われずに、むしろそれと同時に存在している新しい出来事と見なされる。例えば、タイでは、ゲイたちは、伝統的な表現・カテゴリーのカツー kathoey とは異なると見なされる。

アジアの伝統的な思想では、同性愛に対して倫理的に批判されることはなかった。ある程度イスラム教やフィリピンでのカトリック教を除いて、アジアにおける宗教では、同性愛の関連・恋愛は理論的に反対されていない。

16世紀から、ヨーロッパ人の旅人による報告の中に、“制度化された小児愛”，“非道な犯罪”などの表現がよく記載されていた。(私も含めて)大勢の観察者によると、極端な状況ではない場合でも、アジアの男性の中には、ゲイとは見なされず、比較的簡単に男性と性行為を行うものが大勢いる²⁴⁾。時には、彼らのこのような男性との性行為には“セックス”や“性行為”という言い方はされない。彼らにとって“セックス”というのは、ただ女性との性行為を示すために使われる表現である (Seabrook, 1999)。これは、アジアにおける伝統的同性愛エロチシズムに関連していると考えられる。ある程度、形式や秘密が守られている限り、アジアでは、性的なカテゴリー間の区別が西洋の世界に比べはつきりとは規定されていないし、倫理的に関連させられることはない。

これらの伝統を踏襲する必要はないが、19世紀後半から西洋の医学的宗教的影響により、弱められたり消されたりされたと言っても過言ではない。この意味で、同性愛嫌悪は、確かに西洋的な文化が普及したことに伴う副産物であると言える。

2.3. 多方面なアイデンティティ

現在のアジアにおける LGBT の一般的な状況は、数年前の西洋の国々の

様相と類似していると思われる。それは、組織は小さく力がなくてジェンダーによる区別が明確になされ、出版物が非常に少ない；同性愛者とその権利についての民衆の議論はあまりない；マスコミは良くては同性愛（の社会的法的問題）に対して無関心で、悪くすると敵意ある態度を示す、などということに見られる。しかし、西洋の影響がアジアにおける LGBT の世界の一般的な様相を作ったと言うことはできるが、アジアの文化的な特徴²⁵⁾については、まだあまり研究されていないが、確かに存在している。いわゆる“アジア的パターン”は、今後、同性愛的な関係の伝統的な捉え方を上手く利用したり、それと同時にそれと取り組んだり、再び現代化することにより、構築されるかも知れない。

3. 方法論

この論文を書くにあたり、多くのグループから情報を提供していただいた：国際的な人権の組織（アムネスティ・インターナショナル²⁶⁾、アジア人権委員会 Asian Human Rights Commission, 人権ウォッチ Human Rights Watch, エイズ・サービス国際会議組織 International Council of Aids Service Organisation [ICASO], ゲイ・法・ネット Gay Law Net²⁷⁾, など）やそれらのアジア支部；国際的なゲイ・レズビアン組織（国際ゲイ・レズビアン組織 ILGA, 国際ゲイ・レズビアン人権委員会 ILGHRC, イーストガーデン Eastgarden²⁸⁾, マグヌス・ヒルシュフェルト人権センター Magnus Hirschfeld Center for Human Rights²⁹⁾, ザ・グリオンリー雑誌 *Gully online Magazine*³⁰⁾, など）やそれらのアジア支部；各国でローカルのアクティビストのグループ；アジアにおける同性愛や人権に関する課題を取り扱っている研究者たち、など。

資料やその収集に関していくつかの問題が生じた：

・同性愛や同性愛者のコミュニティ、同性愛者たちの生活様式などについての、言うまでもなく同性愛的な権利を専門とする研究者が書いた論文は、

非常に少ない。現在執筆中の博士論文があるのかも知れないが、インターネット上で検索しても、その情報を見つけることは困難である。

・アジアの多くの国では、その存在が認知されていたり、秘密に活動していたりする LGBT 組織などが存在している。問題は、自分たちの持つ資料・データ・情報をあまり共用しない点である。情報の提供に対して、そうした組織の多くが、疑惑の雰囲気に含まれている。このようなローカルの組織からの回答率は、2~3%であった。さらに、ほとんどの資料は、英語、日本語で書かれていないので、アクセスがより難しくなる。従って、性・性行為・同性愛に対する、各々の国・地域の一般のイメージをつかむことは容易ではない。

・人権を専門にしている多くの組織では、LGBT 権利を活動範囲の中で取り扱っていない。例えば、アジア人権委員会、Human Rights Watch (2000年の世界レポート) などのような組織。これらの組織では、人権の向上について、優劣をつけ、その優先順位の中には、性指向上の差別が入っていないようである。確かに、政治的権利の少ない、食料不足、紛争中といった地域では、性指向に関する人権の向上を促進するのは、困難である。同様に、国連でも、「少数派」という概念の意味範囲は、主に“民族的、宗教的”なマイノリティに限定されている。例えば、2002年に出版された『人種主義、人種差別、外国人嫌悪、そしてその他の全ての差別』(E/CN.4/2002/21)によると、性的少数派や性指向上の差別について一切言及されていない³¹⁾。

・さらに、LGBT 組織や国際 NGO の、人権についての研究には、アジアは無視されて取り扱われていないことが多い。例えば、1999年に出版された『反差別法：世界の概要』³²⁾の中の、「国際ゲイ・レズビアン人権委員会」では、アジアの国々や地域の状況を紹介していない。

・インターネットで見られるほとんどの資料には、アカデミックな基準上の基礎的な情報(新聞の発行日や著者の名前など)が足りない。

4. 各国各々の状況

4.0. 序 言

インターネットやアクティビストたち、専門文献からの情報量によって、この研究のために18カ国が選ばれた。これらは、西から東へ、北から南へという順番にほぼ従っている。

アジアでは、法律の状況が場所によって著しく異なる。ほとんどの国では、同性愛に関して法律で直接に取り扱ってはいない。最近、法律のレベルでは、状況の改善が見られるが、日常生活などのレベルでは、そうでもないと言わざるを得ない (*Human Rights Watch World Report, 2000*)。同性愛行為の法律上のステータスは、法的な差別がない国（日本、インドネシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ベトナム）から、罰を伴う国（ネパール、ブータン、ラオス、インド、シンガポール）、禁固刑10年間以上を科せられる国（スリランカ、ブルネイ、マレーシア、バングラデシュ）まで様々な状況が見られる。中国と台湾では、同性愛行為が違法ではないが、政治的に鎮圧されている。アジアは同性愛嫌悪が違法と見なされている国・地域は（まだ？）ない。

ほとんどのアジアの文化では、セクシュアリティは、プライベートな課題・問題と見られている。ほとんどの国では、ゲイ・レズビアン解放運動やゲイ・レズビアンの雑誌（主にポルノ、“ビーフケーキ”、美少年タイプ）、ゲイ・レズビアンのバー（ほとんどの場合、隠されている）がある。ローカルの研究者たちによってLGBTの課題を扱った本や論文が書かれたのは、インド、インドネシア、シンガポール、韓国、日本などである。しかしながら、アカデ

ミックな論文は、外国人(西洋人)によって書かれる場合が今でも多く見られる。インターネットのゲイ・アジアンのサイトは、主に商業目的(出会い系など)や写真を集めて作られたものであり、特に韓国、日本、インド、フィリピンなどに盛んである。

アムネスティ・インターナショナルは、2001年にフィリピンで、2002年にタイで、LGBTに関する担当者が含まれる支部を開いた。アジアにおける最初のゲイ・パレードは、ストーンウォール Stonewall 事件の25周年の記念として、1994年6月にマニラで行われ、1996年から毎年行われるイベントになった。1996年から、アジアの数カ所の都市(香港、バンコク、台北、マニラ、東京、大阪)で、ポルノのみを専門に扱う目的以外の同性愛専門の店(本屋、服屋など)が、徐々に開店し始めた。

少なくとも東南アジアや中国の場合、エイズに感染する主な原因は、麻薬や異性愛行為(特に水商売)にあると判断されている(United Nations Human Rights System, 1999; Associated Press, 2002; WHO Western Pacific Regional Office, Advisory Council of Aids [2001年12月]; Choi *et al.*, 2001; 「ジョン・ホブキンズのエイズに関する国際トレーニング・研究グループ」の代表者であるベヤー氏 E. Beyrer のインタビュー³³⁾)。従って、西洋とは違い、エイズは、あまり同性愛と結びつけられていない。インドでは、2002年6月30日現在、エイズの感染者のうち84.4%が、主に水商売の性行為を媒介として感染している(Naco³⁴⁾, 2002)。シンガポールでは、2000年に、エイズの感染者のうち、同性愛行為からの感染は5%で、異性愛行為からが86%であった(同国の厚生省、2002年11月22日発表)。インドネシアでは、ほとんどのエイズ感染のケースは異性愛行為からである(Pangkahila and Elkholy, 2001)。そこで、同性愛が社会に受容されていなくても、いくつかのエイズに関する福祉活動を行うグループは、同性愛者に対しても福祉も取り扱うことができた。フィリピンでは、エイズ感染者のうち、同性愛行為からの感染が5%、異性愛行為からは40%、麻薬からは55%であっ

た (Leyson, 2001)。

〔注〕

- 1) この論文は、2005年6月に H. Graupner と P. Tahmindjis の編集により Howorth Press (ニューヨーク) で出版された *Sexuality and Human Rights* (セクシュアリティと人権) での「An Asian Perspective」(アジアの概観) を改訂した完全版である。これは全4部の第一部である。
- 2) これから、それらを「LGBT」と略する。
- 3) 「アジア」と「西洋」をはっきりと対立させるのは、あまり正当ではないし、それほど発見に役立つこともないが、課題が、西洋的な概念から出現して西洋で具体的に形作られた人権であるので、ここではこの前提にたつて論を進めたい。
- 4) 例えば: Abdullahi, 1992; Bell, 2000; Chang, 1995; Kaul, 1995; Neary, 1996; Mc Lelland, 2000 での Shamshasha 氏のインタビュー; Renteln, 1990.
- 5) 例えば, *New Straits Times* (16.06.1993) に載っていたマレーシア人の読者からの手紙。これは、マレーシアの人権保護会の計画として、LGBT 権利が含まれているということに対する抗議文であった。このような手紙は稀な例ではなさそうであった。
- 6) 「西洋の対決主義的な戦略の著しい達成や寄与を過小評価するつもりはない。ただ英米的な体験のグローバル化やそれを他の諸文化に押し付けることに反対しているだけである」(29頁)。
- 7) インドのナズ財団の場合では、ロンドンで創立され、そして4年後二つのグループに分かれて、その一つは現在インドにある。
- 8) 「私の家族は、西洋化されたブルジョア (...) アメリカで博士号をとったし、その影響で、ゲイのアカデミックの西洋人がしているように、私も1980年代の初め頃にカミング・アウトをした」(Hickson, 1999)。
- 9) 例えば, Mc Lelland (2000)。
- 10) 映画を通じての自己表現にとって“ハイブリッド化”の例は, Berry (2001) を参考。
- 11) 例えば, インドネシアでは, 刑法上同性愛が禁止されなかったのに, マレーシアでは禁止された。なぜなら, 大陸のヨーロッパには, 同性愛行為を禁止した民法が存在していなかったにもかかわらず, イギリスには存在していたからである (Sanders, 2002)。
- 12) 参考として: Haggerty, 2000, そしてシンガポールからの“People Like Us”で書かれた資料: <http://www.geocities.com/WestHollywood/3878/faith.htm>

- 13) 仏教の思想では、人の性活動を正しい性行動とまちがった性行動とに区別するのではなく、性行動そのものを制限しようとしている (Cabezon, 2000)。仏教の思想では、“性的不品行”を避けるべきであるとされる。しかしながら、解釈によっては、このような表現の意味範囲では、同性愛行為は含めていない。一般的に、仏教では、同性愛であれ、異性愛であれ、同じような性行為反対の態度が見られる (Jackson, 1995b)。
- 14) 同性愛行為に対するダライ・ラマの立場は、矛盾がないとは言えない (参考：“People Like Us”のサイトへ)。
- 15) <http://www.queerjihad.web.com>
- 16) 1997年11月にインターネット上で19歳のゲイの青年により創立されて、現在世界中に300人以上のメンバーがいる。<http://www.al-fatiha.net>
- 17) <http://www.queernet.org/lists/iman.html>
- 18) <http://groups.yahoo.com/group/muslimgaymen>
- 19) <http://www.angelfire.com/Ca2/queermuslims>
- 20) <http://www.queernet.org/lists/gay-muslims.html>
- 21) ボストン会議の参加者の報告は、
http://www.geocities.com/bi_mal_2000/reconciling_god.htmlを参考。
- 22) マレ Murray 氏 (1992) が、その伝統的な同性愛的形や現れ方のタイポロジーを挙げている。とてもよく資料に裏付けられたのに、アジアの諸文化の特徴的な実際のパターンに適合できない。
- 23) これらが、儀礼らしい行動や実行を含めて、特徴的な文化的背景によって決定されているという意味で。
- 24) 例えば、*Aids Analysis Asia* で出版されたアンケートによると、パキスタン北部のトラックの運転手たちは、男性と性行為を行ったことがある者が72%；女性と性行為の経験がある者が76%いた (Khan, 2001)。
- 25) アルトマン氏 Altman (2001) によれば、アジアの同性愛者の中には、“国際ゲイ・レズビアンアイデンティティ”や“グローバルなゲイ・サブカルチャー”の存在を通じて、自分を西洋人のゲイと個人的に同一化しようとする者がいるという。インドのゲイ・アクティビストであるアショク・ロー・カビ氏 Ashok Row Kavi によれば、「私たちは、本当の意味で国際的であるし、事実の地球的な少数派でもある」(AI, 2001)。これらは、あまり説得力がないと考える。むしろ、いわゆるゲイ文化のグローバル化が、ただ浅薄であると考えられるのではなかろうか。
- 26) 1991年から、アムネスティ・インターナショナルは、同性愛を理由に人を起訴するのは、迫害にあたるというポリシーを取り入れた。この人々は「信仰上の囚人」と見なされている。<http://www.ai-lgbt.org>

- 27) <http://www.gaylawnet.com>
- 28) <http://www.geocities.com/WestHollywood/2144>
- 29) <http://www.angelfire.com/nj/hirschfeldcenter>
- 30) <http://www.thegully.com> LGBT のためのフォーラムとしてレズビアンของกลุ่มから 2000 年に始まった。
- 31) 『拷問やその他の残酷で、非人間的で、価値を落す虐待と罰』(“Question of torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment” A/56/156, 03.07.2001, C. pp.6-7, 13) には、はっきり “性的少数派に対する差別や拷問” が記載されている。“反差別法” が現れるのに、それについて具体的な情報が全く挙げられてはおらず、それについて統計的ではない。
- 32) <http://www.iglhrc.org/news/factsheets/990604-antidis.html>
- 33) http://www.asiasource.org/news/special_reports/beyererinterview.cfm
- 34) <http://www.naco.nic.in/vsnaco/indianscene/overv.htm>